

[事案 2021-42] 転換契約無効請求

・令和3年10月8日 裁定終了

<事案の概要>

希望していた内容の保険ではなかったことを理由に、転換の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成4年2月に契約した終身保険を、平成23年11月に利率変動型積立保険に転換したが、転換に際し募集人から、本契約は転換前契約と同額程度の死亡保障がある終身保険であると説明された。しかし、実際には死亡保障は定期保険であったことから、転換を無効とし既払込保険料を返還してほしい。なお、転換前契約の復旧は希望しない。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)提案に際して、申立人が募集人に送ったメールの内容からすると、募集人の提案内容には合理性があり、申立人の意向を踏まえた保障内容が提案されている。
- (2)申込書の記載からも、契約内容は明らかであり、申立人は意向に沿った内容であるかどうか確認することができた。
- (3)申立人は、本契約以外にも当社に契約を有しており、終身保険と定期保険が別物であることを認識していた。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約転換時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、転換に際し募集人が、転換前契約と同額程度の死亡保障がある終身保険であると説明したことは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。